

提出をお願いする書類一覧

軽減対象者がいる場合

●令和5年度社会福祉法人等による利用者負担軽減事業費補助金申請に係る調書

様式	内容	
様式1号	軽減対象者調書	介護老人福祉施設サービス
様式2号		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
様式3号		訪問介護、通所介護、短期入所生活介護
様式4号		夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護
様式5号		第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業、第一号訪問事業のうち介護予防通所介護に相当する事業、介護予防短期入所介護
様式6号		介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
様式7号		定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス
様式8号	軽減市町村別調書	介護老人福祉施設サービス
様式9号		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
様式10号		訪問介護、通所介護、短期入所生活介護
様式11号		夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護
様式12号		第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業、第一号訪問事業のうち介護予防通所介護に相当する事業、介護予防短期入所介護
様式13号		介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
様式14号		定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス
様式15号	総括表	

サービス種類ごとに、対応する「令和5年度社会福祉法人等による利用者負担軽減事業費補助金申請に係る調書」の様式を提出いただきますようお願いいたします。なお、様式15号は全サービス共通の総括表ですので、1つの事業所で複数の種類のサービスを行っている場合は、まとめて1枚の様式15号に記入してください。

お忙しいところ大変恐縮ですが、令和6年4月5日（金）（期限厳守）までに「オンライン手続きわさきにて」御提出をお願いいたします。

助成金の交付対象となる場合

●調書提出の結果、本事業に係る助成金の交付対象となる施設・事業所には、川崎市から連絡を差し上げます（交付対象とならない施設・事業所には、連絡を差し上げません）。その後、改めて助成金の申請をしていただきます。

以下は助成金申請時に必要な書類です。①～③については川崎市よりメールで送付する書式に基づき、作成をお願いします。また、④～⑦については助成金申請に際し必要な書類ですので、助成金の交付対象となる見込みのある（様式15号のG助成額の欄に額の記載があった）場合については、申請期間が短いため、あらかじめ下記の書類の準備をいただくよう、御協力をお願いいたします。

- ① 請求書・支払金口座振替依頼書（口座振替払用）
- ② 社会福祉法人による利用者負担軽減に対する助成金申請書（要綱様式6）
- ③ 利用者負担軽減を実施した社会福祉法人に対する助成金実績報告書（要綱様式7）
- ④ 事業計画書（令和5年度分）
- ⑤ 補助事業に係る収支予算書（令和5年度分）
- ⑥ 介護給付費請求書 様式第一（令和5年4月～令和6年3月提供分）
※介護予防・日常生活支援総合事業費請求書は 様式第一の二
- ⑦ （介護予防）介護給付費請求明細書（令和5年4月～令和6年3月提供分）